

令和 7 年第 3 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 103 号 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 2 号）中所管
[バス路線の維持確保施策検討] P 2
- 2 議案第 105 号 令和 7 年度千葉市動物公園特別会計補正予算（第 1 号）
[市有施設電力調達] P 3~4
- 3 議案第 119 号 千葉マリンスタジアム設置管理条例の一部改正について P 5~6

議案概要

所属名 都市部交通政策課

議案番号 第103号

議案件名 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第2号）中所管
[バス路線の維持確保施策検討]

補正予算書 P11、P17

1 補正の理由

運転手不足等のバス事業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、バス路線の維持・確保のため、シミュレーションモデルによるデータに基づく施策検討を行う。

2 補正額

22,000千円

財源内訳 国費（地域公共交通「リ・デザイン」推進事業補助金）8,000千円

3 事業概要及び補正額の内訳

- 各路線や各バス停の運行便数や利用者数等のデータ収集、整理 6,000千円
- シミュレーションモデル作成及び施策案の検討 16,000千円

4 今後のスケジュール

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 令和7年10月～ | データ収集、整理
シミュレーションモデル作成、施策案の検討 |
| 令和8年 3月 | バス路線の維持・確保施策案のとりまとめ |

議案概要

所属名 公園緑地部動物公園

議案番号 第105号

議案件名 令和7年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第1号）
(市有施設電力調達)

補正予算書 P31～P33

1 準正の理由

令和8年度から清掃工場における余剰電力の市有施設への自己託送や、再エネ電力を調達すること等により、基本的に全ての市有施設（約700施設）の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現を目指しており、当該自己託送を運用するための準備期間を要することから、11月末までに、令和8年度に使用する電力の小売電気事業者を決定する必要があり、債務負担行為を設定するものである。

2 準正予算額

債務負担行為限度額 33,812千円

期間 令和8年度

3 事業概要

令和8年度に市有施設で使用する電力の一部について、自己託送や再エネ電力により調達する。

（1）自己託送

清掃工場における余剰電力を動物公園内の施設に供給する。

（2）再エネ電力

動物公園内の施設の使用電力について、太陽光発電や自己託送で不足する電力を再エネ電力で調達する。

4 スケジュール

令和7年10月 再エネ電力入札公告（WTO）

11月 事業者決定

令和8年 4月 電力供給・自己託送開始（予定）

【補足資料】

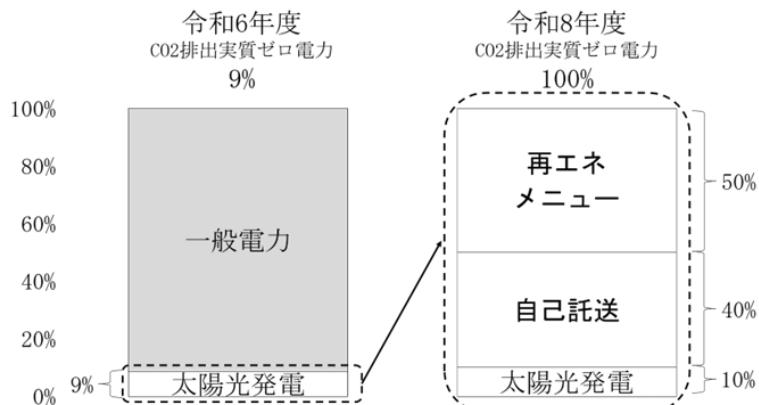
1 市全体の債務負担行為限度額

	債務負担行為限度額（千円）	対象施設	自己託送
一般会計	1, 728, 300	573施設	253施設
動物公園事業特別会計	33, 812	動物公園	1施設
水道事業会計	65, 265	平川浄水場他6施設	—
病院事業会計	222, 623	青葉病院・院内保育所	—
合計	2, 050, 000	583※	254

※債務負担行為を設定し、令和7年度中に一括で契約手続きを行う施設。

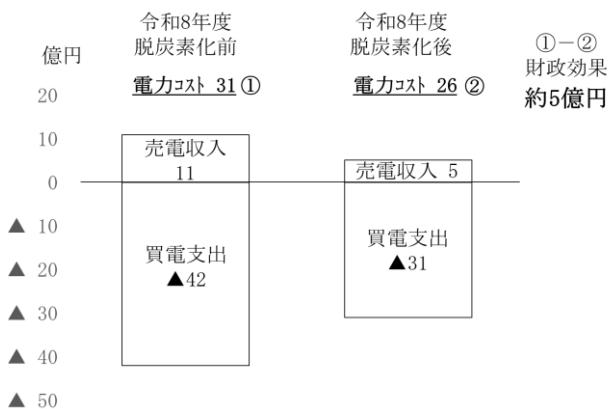
残りの市有施設は、令和8年度当初予算の可決後に契約手続きを行う予定。

2 市有施設全体の電力構成



【参考】

財政効果シミュレーション（令和7年8月時点）



議案概要

所属名 公園緑地部公園管理課

議案番号 第119号

議案件名 千葉マリンスタジアム設置管理条例の一部改正について

議案書 P29～P32

1 改正の趣旨

受益者負担の適正化及び物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、指定管理者に管理を行わせる施設の利用料金の上限額を改定する。

2 改正の内容

(1) 料金改定の考え方

「千葉市公共施設使用料等設定基準」に基づき、利用料金の上限額を改定する。

なお、改定により大幅な増額とならないよう、改定率については、現行料金の概ね1.3倍とする。

(2) 利用料金の改定上限額

① アマチュアが使用する場合

ア) グラウンド（1時間につき）

区分	改定前	改定後
一般	9,900 円	<u>12,870 円</u>
高校生又は大学生	4,810 円	<u>6,430 円</u>
小学生又は中学生	3,130 円	<u>4,290 円</u>

イ) スタンド（1日1回につき）

区分	改定前			改定後		
	入場者数 未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上	入場者数 未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上
一般	19,800 円	39,600 円	99,000 円	<u>25,740 円</u>	<u>51,480 円</u>	<u>128,700 円</u>
高校生 又は 大学生	9,730 円	19,680 円	49,330 円	<u>12,870 円</u>	<u>25,740 円</u>	<u>64,350 円</u>
小学生 又は 中学生	6,480 円	13,080 円	33,000 円	<u>8,580 円</u>	<u>17,160 円</u>	<u>42,900 円</u>

② アマチュア以外が使用する場合

ア) プロスポーツに使用するとき

区分	改定前		改定後	
	午前9時～午後1時・ 午後1時～午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～午後1時・ 午後1時～午後5時	午後5時～ 午後10時
試合	660,000円	825,000円	858,000円	1,072,500円
練習	1時間につき 19,800円		1時間につき 25,740円	

イ) プロスポーツ以外に使用するとき（1日につき）

区 分		改定前	改定後
グラウンド	入場料の類を徴収しない場合	550,000円	715,000円
	入場料の類を徴収する場合	1,100,000円	1,430,000円
スタンド	入場料の類を徴収しない場合	495,000円	643,500円
	入場料の類を徴収する場合	990,000円	1,287,000円

3 影響額

57,000千円

※ 当該施設は、指定管理者が利用料金収入及び自主事業収入により、指定管理業務に係る経費を全て賄っているため、市による指定管理料の支出はありません。

4 施行期日

令和8年4月1日